

網走家畜衛生情報

令和4年度（2022年度） 第3号（6月）

北海道網走家畜保健衛生所



- 1 ご挨拶
- 2 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)
- 3 豚熱 (CSF)
- 4 アフリカ豚熱 (ASF)
- 5 飼養衛生管理基準
- 6 定期報告提出について
- 7 令和3年次 監視伝染病の発生状況
- 8 令和4年度 予防事業計画
早めの日射病・熱射病対策を！
- 9 生乳の抗菌性物質等の残留事故
放牧シーズン到来
- 10 令和4年度 ヨーネ病自主検査
- 11 主な病性鑑定手数料について
- 12 疾病トピック～BVD 増加中～
- 13 健康検査：馬パラチフス
牛伝染性リンパ腫 (BLV)
- 14 死亡獣畜処理指示書の発行について
- 15 BSE 検査対象月齢換算表
- 16 着任挨拶
- 17 令和4年度 所内体制

— ご挨拶 —

網走市において、4月16日に国内初のエミュー及び採卵鶏、5月14日に採卵鶏で高病原性鳥インフルエンザが立て続けに発生しました。6月6日の午前0時、全ての防疫措置が完了しました。管内の養鶏場の方々にはご心配をおかけし、制限区域内の養鶏場の方々にはさまざまな制限がある中、ご協力頂き感謝申し上げます。また、関係機関・団体の皆様のご理解、ご協力に改めて感謝申し上げます。来シーズンは更に危機管理意識を持ち、まん延防止に努めていきます。

高病原性鳥インフルエンザについて

オホーツク管内の家きん飼養農場で2件の発生が確認されました。

令和3年10月から令和4年5月までのシーズン、国内では家きん飼養農場で25例の発生が確認されており、そのうち4例が道内で発生、当管内においても2例の発生が確認されました。

【当管内での発生】

発生年月日	発生場所	種類	飼養羽数	移動制限解除
令和4年4月16日	網走市	だちょう (エミュー)	約500羽	令和4年5月12日
令和4年5月14日	網走市	採卵鶏	約760羽	令和4年6月6日

道内では令和4年1月以降、渡り鳥のほか農場の近隣で生活しているカラスから本病ウイルスが検出される事例が相次いで確認されており、管内では、5月14日にも死亡したオジロワシから本病ウイルスが確認されています。当該シーズンは、カラス等にもウイルスがまん延し、これまでもりも長期に渡って地域内にウイルスが保持されていたと考えられます。

そのため、野鳥の陽性事例が確認されなくなるまで、当面は野外における家きんの飼養を中止するとともに、来シーズンも本病の発生リスクが高まることを想定し、**夏季期間中に、鶏舎の破損部の修繕、防鳥ネットの追加設置、補修を行うようお願いします。**

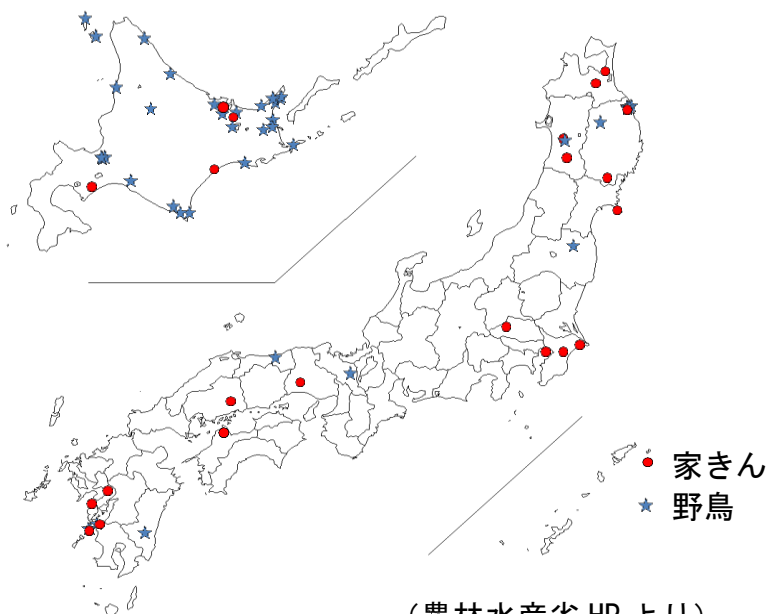
また、本病の発生予防には、日頃の衛生管理が特に重要になりますので、以下の取組みを徹底するようお願いします。

重点的に取り組む衛生管理の内容

- 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入防止（防鳥ネットの設置など）
- ネズミなどの小型の野生動物の侵入防止（殺鼠剤散布、鶏舎周りの草刈り及び消石灰散布）
- 農場に入る車両の消毒を徹底
- 家きん舎に入る人（所有者を含む）・物の消毒の徹底（鶏舎専用長靴を使用）

【参考】国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（家きん）

（令和3年10月～令和4年5月）



（農林水産省 HP より）

	家きん	野鳥
北海道	4事例	70事例
青森県	3事例	
秋田県	2事例	1事例
岩手県	2事例	24事例
宮城県	1事例	
千葉県	3事例	
埼玉県	1事例	
兵庫県	1事例	
広島県	1事例	
愛媛県	3事例	
熊本県	1事例	
鹿児島県	3事例	8事例
その他		4事例
合計	25事例	107事例

豚熱（CSF）について

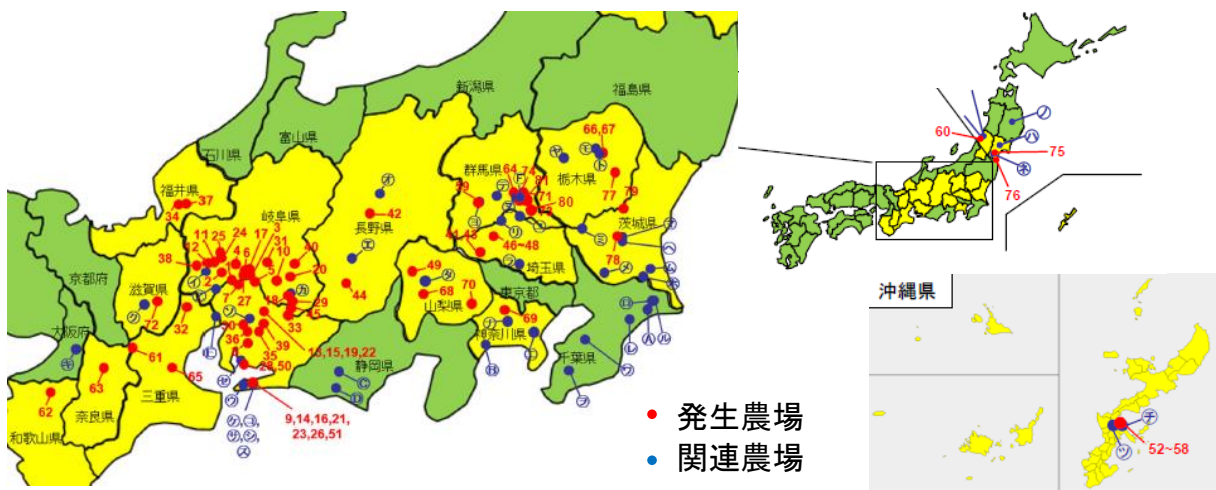
豚熱（CSF）は、平成30年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、17県で82事例の発生が確認されています（令和4年6月15日現在）。国内では、野生いのししにウイルスが浸潤したことで感染地域が拡大しており、現在も関東圏を中心に発生が継続しています。

現在、本病の清浄化に向け、本病の発生県、野生いのししで陽性が確認された県等の39都府県（本州及び四国全域、沖縄県）において特定家畜伝染病防疫指針に基づく予防的ワクチン接種を実施しています。

ワクチン接種農場からの生きた豚（と畜場出荷を除く）、精液、受精卵等についてはワクチン接種区域内の農場等への移動・流通に限られています。

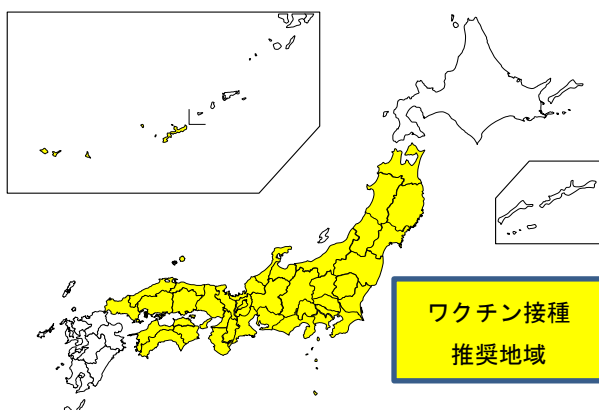
引き続き、本道の清浄性を維持するため、これらの地域から豚等を導入しないようご注意ください。

【参考1】国内における豚熱の発生状況



(農林水産省 HP)

【参考2】ワクチン接種推奨地域



豚や精液等を導入する場合

- **出荷元を必ず確認！**
- **ワクチン接種県から導入しない！**

豚熱
道内に入れないぞ



アフリカ豚熱（ASF）について

現在、アフリカ豚熱（ASF）は国内での発生は確認されていませんが、発熱や全身の出血性病変を引き起こす致死性の高い伝染病です。豚熱と異なり本病には有効なワクチンや治療法はありません。

一方、発生国の旅行者が手荷物や、海外から送られる国際郵便物に含まれるソーセージ等の肉製品の一部に本病のウイルスが含まれている場合があります、これまでに全国で104事例、そのうち新千歳空港で12事例が確認されています。

これは、

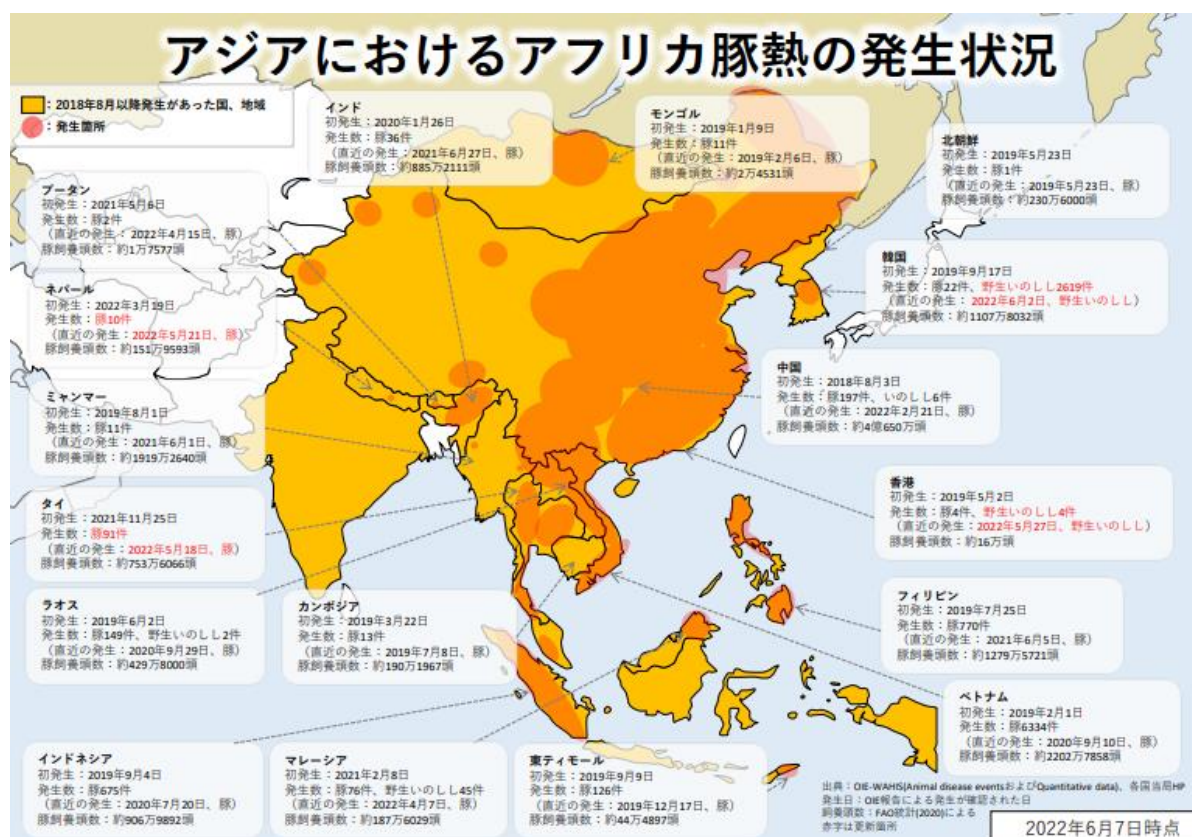
・ すでに道内の玄関口までウイルスが持ち込まれていること

・ 国内における発生リスクが極めて高い

ことを示しています。

国においても、肉製品などの持ち込み防止のため、水際対策を強化して対応しているところですが、農場に侵入させないためにも飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要となりますので、引き続き徹底するようお願いいたします。

【参考】アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況



アフリカ豚熱
日本に入れないぞ



飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の提出を！

1 飼養衛生管理基準の遵守について

飼養衛生管理基準は日頃から適切な衛生管理を徹底し、家畜を伝染病から守ることを目的としています。

昨年度、網走家保で管内の乳用牛・肉用牛・豚飼養農場（6頭以上飼養）、家きん飼養農場（10羽以上飼養）、エミュー飼養農場（10羽以上）で立入検査を実施したところ、以下の項目で改善が必要と判断した農場が多数ありましたので、具体的な取り組み内容を参考に、改善するようお願いいたします。

（1）記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入る場合、入退場歴、消毒の実施、渡航歴の確認等を記録し、保管する必要があります。これは、飼料運搬会社や診療獣医師が農場に立ち入る際も同様ですので、次のように来場者の詳細を記録するようお願いいたします。

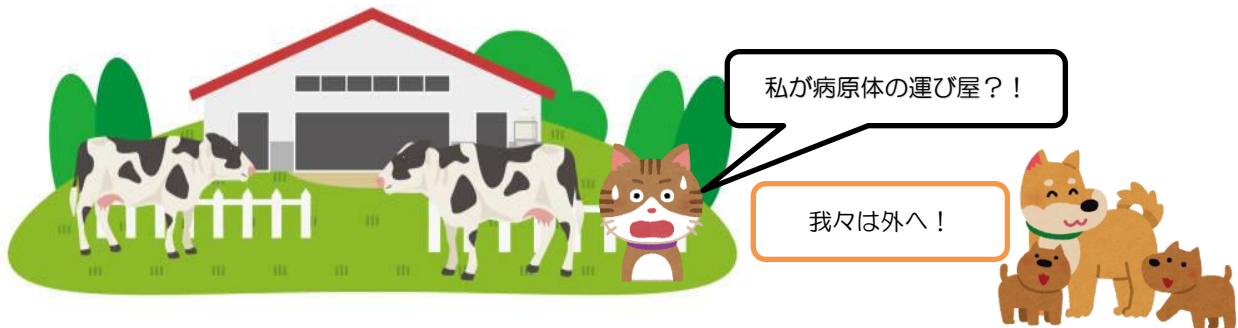
なお、飼料会社の伝票や獣医師の往診記録、指示書等は、この記録として扱うことができますので、保管をお願いいたします。

日時	所属（会社名）	氏名	目的	消毒実施		渡航歴	
				車両	手指	あり	なし
年 月 日 午前・午後 時		< 記入例 >		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4年5月30日(前) 午後10時	網走家畜 保健衛生所	北海 一郎	巡回検査	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
年 月 日 午前・午後 時				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

（2）衛生管理区域内での愛玩動物の飼育の禁止

犬や猫のような愛玩動物が牛等の家畜の伝染病に感染することは稀ですが、これらの病原体を持ち運び、感染症を拡大させている要因となる場合があります。

そのため、衛生管理区域内で愛玩動物を飼養することはできませんので、衛生管理区域外で飼養し、特に畜舎内でエサの給与等を行っている場合、中止するようお願いいたします。



【飼養衛生管理基準が定められている家畜】

- ・牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
- ・豚、いのしし
- ・馬
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう（エミュー）、ほろほろ鳥、七面鳥

令和3年次 監視伝染病の発生状況

全国、道内及びオホーツク管内の監視伝染病の発生状況を下表のとおりお知らせします。

管内では、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫（旧：牛白血病）、サルモネラ症等が発生しています。日頃より飼養衛生管理基準を遵守し、農場内に病原体を持ち込まないよう努めましょう。

病名	畜種	令和3年（2021年）1月～12月						
		全国		北海道		オホーツク管内		
		戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	
家畜伝染病	ヨーネ病	牛	446	957	208	845	10	66
		めん山羊	3	42	2	24		
	豚熱	豚	15	43				
	高病原性鳥インフルエンザ※	家きん	28	167	1	637		
	腐蛆病	蜜蜂	33	110				
届出伝染病	牛ウイルス性下痢	牛	109	235	53	144	12	25
	牛伝染性鼻気管炎	牛	12	36	4	17		
	牛伝染性リンパ腫	牛	2,179	4,375	286	725	29	105
	牛丘疹性口内炎	牛	5	11	2	8	2	8
	破傷風	牛	98	99	8	8		
	サルモネラ症	牛	67	285	45	199	1	1
		豚	81	223	2	2		
		鶏	8	22	2	5	1	3
	ネオスポラ症	牛	7	12	3	4	1	1
	馬鼻肺炎	馬			14	18		
	馬パラチフス	馬	2	4	1	3		
	豚丹毒	豚	255	1,095				
	豚流行性下痢	豚	34	202				
	低病原性ニューカッスル病	鶏	1	1	1	1		
バロア症	蜜蜂	34	377	22	332	11	241	
チョーク病	蜜蜂	19	66	18	61	5	21	

※ 北海道の羽数は、道外の発生事例の疫学関連家きんとして殺処分した疑似患畜

令和4年度 予防事業の実施計画

今年度の事業計画は下表のとおりです。

検査の実施にあたっては、生産者及び関係機関の皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。

市町村名(地区)	事業名	実施予定時期
美幌町	乳・肉用牛のヨーネ病検査 飼養衛生管理基準遵守状況の確認	4月(一部延期)
津別町		5月、6月(終了)
清里町		6月(終了)
訓子府町		8~12月、2月
佐呂間町		9~11月
滝上町		10月
管内全域		蜜蜂の腐蛆病検査
管内全域	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ 強化モニタリング検査	10~11月
西興部村	飼養衛生管理基準遵守状況の確認 (対象:牛、めん羊、山羊、鹿飼養農家)	7月
雄武町		11月
興部町(秋里)		12月
湧別町(上湧、川西)		1月

早めの日射病・熱射病対策を！

今年もオホーツク地方は昨年並みかそれ以上の暑さになることが予想され、日射病・熱射病の発生が危惧されます。飼養形態にあった適切な予防対策をとり、暑熱被害を防止するようにしてください。

予防対策例

- ・ 放牧時間を早朝や夜間に変更
- ・ 密飼を避けること
- ・ 遮光ネットの利用による直射日光遮断
- ・ 屋根への散水、窓の開放
- ・ トンネル換気、噴霧システムや扇風機の整備
- ・ 涼しい時間帯の給餌、
清潔で冷えた水の十分な補給

こんな症状がでたらすぐ獣医師に連絡を！

- ・ パンティング(あえぎ呼吸)
- ・ 体温上昇
- ・ 起立状態の持続
- ・ 飼料摂取量や泌乳量の低下 など



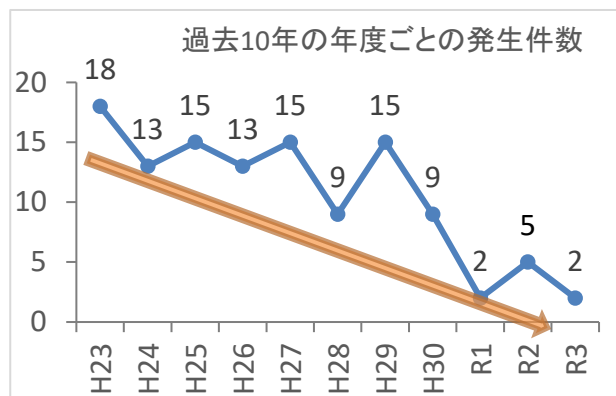
生乳への抗菌性物質等の残留事故にご注意！

6月12日、オホーツク管内で、今年度1例目の生乳への抗菌性物質の残留事故が発生しました。

近年、自主検査の導入など、農場、関係機関の皆様のご取り組みにより、残留事故の発生件数は減少傾向にあります。対策を徹底し、これ以降の発生を防止しましょう！

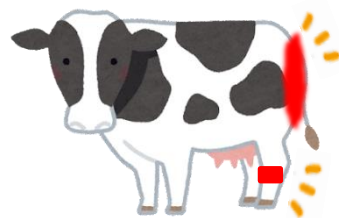


治療中だから、
みんなに知らせといてね



～令和3年度の発生原因と改善指導例～

- マーキング見落とし、忘れ、外れによる誤搾乳
⇒ 複数のマーキング、治療の都度マーキング、治療牛の隔離
- 治療薬を他の牛に誤投与
⇒ 搾乳前に治療牛を確認、情報共有の徹底
- 自主検査キットの不適切使用、検査結果の確認ミス
⇒ 生乳採取前にバルク内の攪拌を十分行う
検査キットをバルククーラーに置き、集乳者と情報共有
- 乾乳軟膏投与後、乾乳舎へ移動し遅れ、移動し忘れ
⇒ 乾乳軟膏は乾乳舎へ移動させてから投与
- ロボット搾乳での情報登録ミス
⇒ 入力情報が正しいか、きちんと反映されているか、入力者以外が確認



放牧シーズン到来

今年も各公共牧場で放牧が始まりました。放牧牛が元気に成長して農場に帰れるよう、疾病の発生予防に努めてください。

- ① 入牧前のワクチン接種や入牧後の定期的な駆虫は万全に
- ② 入牧中に血便や下痢、貧血の牛が増えてきたら

→ 寄生虫検査や駆虫方法の確認を！

※入牧中の寄生虫検査についてはオホーツク家畜自衛防疫推進協議会の助成事業があります。

- ③ 7月・8月の暑熱対策も忘れずに
→ 公共牧場で熱射病による死亡が報告されています。



令和4年度 牛のヨーネ病自主検査について

次のとおり実施しますので、御理解と御協力をお願いします。

- 検査手数料：4,010円/頭
- 検査内容：血液（血清）を用いてスクリーニング検査を実施します。
※採血時に生後6カ月齢以上であることを必ず確認してください。
- 必要書類
〔 ① 病性検定診断申請書
② 採材年月日・採材した獣医師が記載された書類（採材証明書の写し等）
③ 検査個体が確認できる書類（登録証の写し等） 〕
- 検査材料の搬入
・ 締切日の17:00までに搬入してください。
- 陽性時の対応
確定検査のため陽性牛の糞便を採材し、リアルタイムPCR検査を実施します。
- 締切日

	検体の締切日		
令和4年7月	19日（火）		
8月	1日（月）	22日（月）	29日（月）
9月	12日（月）	26日（月）	
10月	17日（月）	24日（月）	
11月	14日（月）	21日（月）	
12月	19日（月）		
令和5年1月	23日（月）	30日（月）	
2月	20日（月）	27日（月）	
3月	13日（月）	27日（月）	

※臨床的にヨーネ病を疑う牛の検査は、随時受け付けています

病性鑑定手数料について

お問い合わせが多い病性鑑定について手数料をお知らせします。参考としてください。

【健康検査】

検定内容	手数料名／検査法	金額/ 1 頭分
牛伝染性リンパ腫 (旧:牛白血病)	特殊血清反応検査 (抗体検査)	¥3,070
	特殊理化学的検査 (PCR 法)	¥3,160
牛ウイルス性下痢 (BVD)	特殊理化学的検査 (PCR 法)	¥3,160
馬パラチフス	特殊血清反応検査 (抗体検査)	¥3,070
牛のヨーネ病 (自主検査など)	特殊血清・遺伝子学的検査 (スクリーニング法)	¥4,010
サルモネラ症	一般培養 (増菌培養)	¥1,120
証明書	1 頭ずつの個体証明	¥500

【疾病原因】

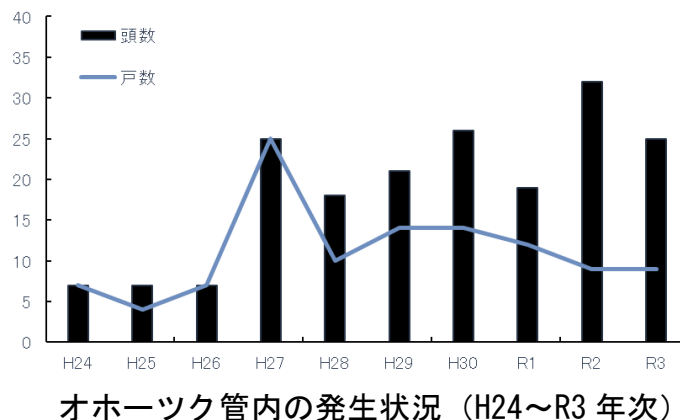
検査内容	手数料名／検査法	金額/ 1 頭分
牛伝染性リンパ腫 (旧:牛白血病)	特殊血清反応検査 (抗体検査)	¥3,070
	鏡検 (白血球数)	¥770
	鏡検 (白血球百分比)	¥770
牛ウイルス性下痢 (BVD)	特殊理化学的検査 (PCR 法)	¥3,160
ヨーネ病	特殊遺伝子学的検査 (リアルタイム PCR)	¥5,950
	鏡検 (集塊状抗酸菌の確認)	¥770
下痢原因検索	総合病性検定 <u>解剖を伴わない</u> 〔総合的な病原体等の検査〕	¥7,430
呼吸器病原因検索		
異常産原因検索	総合病性検定 <u>解剖を伴う</u> 〔総合的な病原体等の検査〕	¥8,520
死亡(疾病)原因検索		

疾病トピック: 牛ウイルス性下痢 (BVD) が増加しています

牛ウイルス性下痢は、牛ウイルス性下痢 (BVD) ウイルスが原因で近年、管内の発生は増加傾向にあります。

〔BVD の症状〕

成牛：軽い呼吸器症状
妊娠牛では早期胚死滅や異常産
(流産や奇形子牛の娩出)
子牛：発熱、呼吸器症状や下痢など



〔BVD に感染すると〕

BVD ウイルスに感染すると、ほとんどの牛は2~3週間で体内からウイルスを排除しますが、**妊娠牛 (胎齢約 30~150 日) が感染すると、胎子は生涯ウイルスを排出する持続感染牛 (PI 牛) として出生します。**

PI 牛は鼻汁、糞便、尿、乳汁等に常に多量のウイルスを排出し続け、他の牛へ感染を拡げて農場の生産性を低下させます。PI 牛からは必ず PI 牛が生まれ、治療法はありません。

〔BVD 対策〕

◆積極的な検査

- ・地域単位でバルク乳の検査、公共牧場の入牧牛
- ・導入牛の隔離、出生子牛
- ・虚弱、発育不良、流産など症状を呈する牛

◆ワクチン接種

- ・子牛は移行抗体の消失時期に、育成牛や成牛には種付け前までにワクチン接種

◆消毒

- ・日頃から清掃や消毒を実施。消毒薬は、逆性石けん、塩素剤、グルタルアルデヒド等が有効です。

〔★PI 牛が見つかったら★〕

- ・PI 牛は速やかにとう汰しましょう。
- ・全頭検査、あるいは、PI 牛と同居した妊娠牛の出生子牛の検査を実施。
出生子牛の検査は、摘発された PI 牛の最終とう汰から 10 カ月間が目安です。

馬パラチフスの健康検査について

令和3年度に道内の馬飼養農場で馬パラチフスが発生したことに伴い、令和4年2月開催の馬市場から、市場上場日前1カ月以内に「馬パラチフス検査」で陰性を確認することが上場条件となりました。また、帯広競馬場も入厩時に馬パラチフスの検査を義務付けています。

○検査手数料：3,070円/頭

○検査内容：血液（血清）を用いて、抗体検査を実施します。

○必要書類：①血統登録書の写し

②無登録の場合：名号・品種・毛色・性別・生年月日・顔及び旋毛の特徴を記した書類

○注意点

- ・受検前に結果通知書の送付先及び検査手数料の申請者を確認し、当所にお知らせください。
- ・病性検定結果通知書の送付には約1週間要しますので、余裕をもって受検してください。



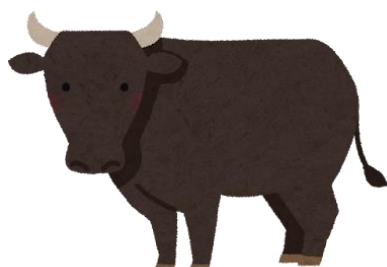
牛伝染性リンパ腫（旧：牛白血病）の健康検査について

検査依頼時は、検査方法を指定してください。

検査方法	材料	注意事項
ELISA 法 (抗体検査)	血清 3,070円/頭	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の締切：毎週金曜日 ・検査日は毎週月曜日（又は週初めの開庁日） ・6カ月齢未満は移行抗体の影響あり
PCR 法 (遺伝子検査)	血液（EDTA） 3,160円/頭	<ul style="list-style-type: none"> ・全血（EDTA）は2mL 必要 ・6カ月齢未満も検査可能 ・約1週間で結果判明

○病性検定結果通知書の送付には約1週間を要しますので、余裕を持って受検してください。

○発症疑いの検査は、随時、受け付けています。



6カ月以上（ELISA法）

6カ月未満（PCR法）

死亡牛のBSE検査に関する 死亡獣畜処理指示書の適正な発行について

平成31年(2019年)4月1日より死亡牛のBSE検査の対象が変更され死亡獣畜処理指示書(以下指示書)の適正な記載などについてこれまでも注意喚起してきたところですが、残念ながら本年度も4月に誤記載が原因でBSE検査未検査のまま化製処理された事例が発生しました。

今後、このような事例の再発生防止のため、下記の確認フローチャートなどを参考にいただき、診療獣医師の方々には適切な指示書の発行をお願いします。

フローチャートは、網走家保HP (<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp./ds/khe/>) にも掲載してあります。

死亡牛検案における確認フローチャート

2020.04 北海道網走家畜保健衛生所

<STEP 1 ~ 特定症状牛 その1 ~> 下記疾病と診断された牛ですか？

ヒストフィスミア感染症 閉鎖神経麻痺
リステリア症 大腿神経麻痺
大脳皮質壊死症 坐骨神経麻痺
脳炎 脳腫瘍
脳脊髄炎 脊髄腫瘍
髄膜炎 末梢神経系腫瘍
旋回病 下垂体腫瘍

NO !

YES !

<STEP 3 ~ 起立不能牛 ~> 下記疾病と診断された牛ですか？

低Ca血症 頸髄症 顔面神経麻痺 腓骨神経麻痺
Mg欠乏症 変形性脊椎症 三叉神経麻痺 脛骨神経麻痺
乳熱 脳軟化症 肩甲上神経麻痺 その他の末梢神経麻痺
ダウン-症候群 てんかん 橈骨神経麻痺

NO !

YES !

<STEP 2 ~ 特定症状牛 その2 ~>
治療に反応せず進行性の
中枢神経症状があった牛ですか？

NO !

YES !

<STEP 4 ~ 月齢確認 ~>

以上 96か月齢

未満

未満 48か月齢

以上

YES !

NO !

YES !

通常の死亡牛に該当

起立不能牛に該当

特定症状牛に該当

検査対象

検査対象外

検査対象

全月齢検査対象

BSE検査「要」に✓

BSE検査「否」に✓

BSE検査「要」に✓

BSE検査「要」に✓

特定症状「有」に✓

留意事項

- 指示書のBSE検査の要否及び特定症状の有無の欄は必ずチェックしてください。
- 月齢の誤換算もあるため、BSE検査対象月齢換算表(2022年用)も参考に、月齢を正しく換算してBSE検査の要否を判断し、チェックしてください。
- 指示書に病名を記載する際には、輸送業者が病名により検査対象か判断できるように略称(例 CVCT、Mas、N麻痺)ではなく、正確に病名を記載してください。
- また、BSE検査対象牛を検案した際には、牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第1項により死亡牛の届出義務が生じますので、検案後は速やかにファクシミリにより当検査室あて(FAX:01586-2-4885)届出して下さい(届出は指示書のファクシミリでも可能です)。
- さらに、今後気温の上昇に伴い検査対象死亡牛の死後変化が顕著となり採材に支障を生じる場合もありますので、速やかに輸送業者に集荷を依頼するよう飼養者の指導をお願いします。

BSE 検査対象月齢 換算表(2022 年用)

BSE 検査対象は 96 か月齢以上の死亡牛全て

48 か月齢以上の死亡牛は病名で判断

- 死亡獣畜処理指示書の日付は西暦で記載してください。
- BSE 検査対象牛は FAX 等で届出をお願いします。

生 年		月齢※	生 年		月齢※
令和 4 年	2022 年	0	平成 21 年	2009 年	156
令和 3 年	2021 年	12	平成 20 年	2008 年	168
令和 2 年	2020 年	24	平成 19 年	2007 年	180
令和元年	2019 年	36	平成 18 年	2006 年	192
平成 30 年	2018 年	48	平成 17 年	2005 年	204
平成 29 年	2017 年	60	平成 16 年	2004 年	216
平成 28 年	2016 年	72	平成 15 年	2003 年	228
平成 27 年	2015 年	84	平成 14 年	2002 年	240
平成 26 年	2014 年	96	平成 13 年	2001 年	252
平成 25 年	2013 年	108	平成 12 年	2000 年	264
平成 24 年	2012 年	120	平成 11 年	1999 年	276
平成 23 年	2011 年	132	平成 10 年	1998 年	288
平成 22 年	2010 年	144	平成 9 年	1997 年	300

※ 月齢は誕生日を迎えたときの月齢

着任挨拶



所長 ^{まえだ} 前田 ^{たいじ} 泰治

網走家保は、2回目の勤務となり、広大なオホーツクの大地で仕事できて光栄です。新型コロナウイルス対策も段階的に緩和され、人、物の動きが活発になり、海外悪性伝染病の侵入リスクも高まります。皆様と力を併せ、家畜伝染病のまん延防止と畜産発展のために全力を尽くす所存です。宜しくお願いします。



次長 ^{よだ} 依田 ^{たけし} 剛

令和4年4月4日の異動で、十勝家畜保健衛生所から来ました次長の依田と申します。8回目の異動で初めて網走家畜保健衛生所に赴任しました。まだまだ不慣れですが、地域の家畜衛生に寄与できるよう励んで参ります。よろしくお願いいたします。



予防課長 ^{ほんま} 本間 ^{しんたろう} 慎太郎

道庁畜産振興課から異動してきました本間と申します。オホーツクでの勤務は初めてとなります。微力ながら、関係者の皆様と連携し、管内の家畜衛生の推進に貢献できるよう家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

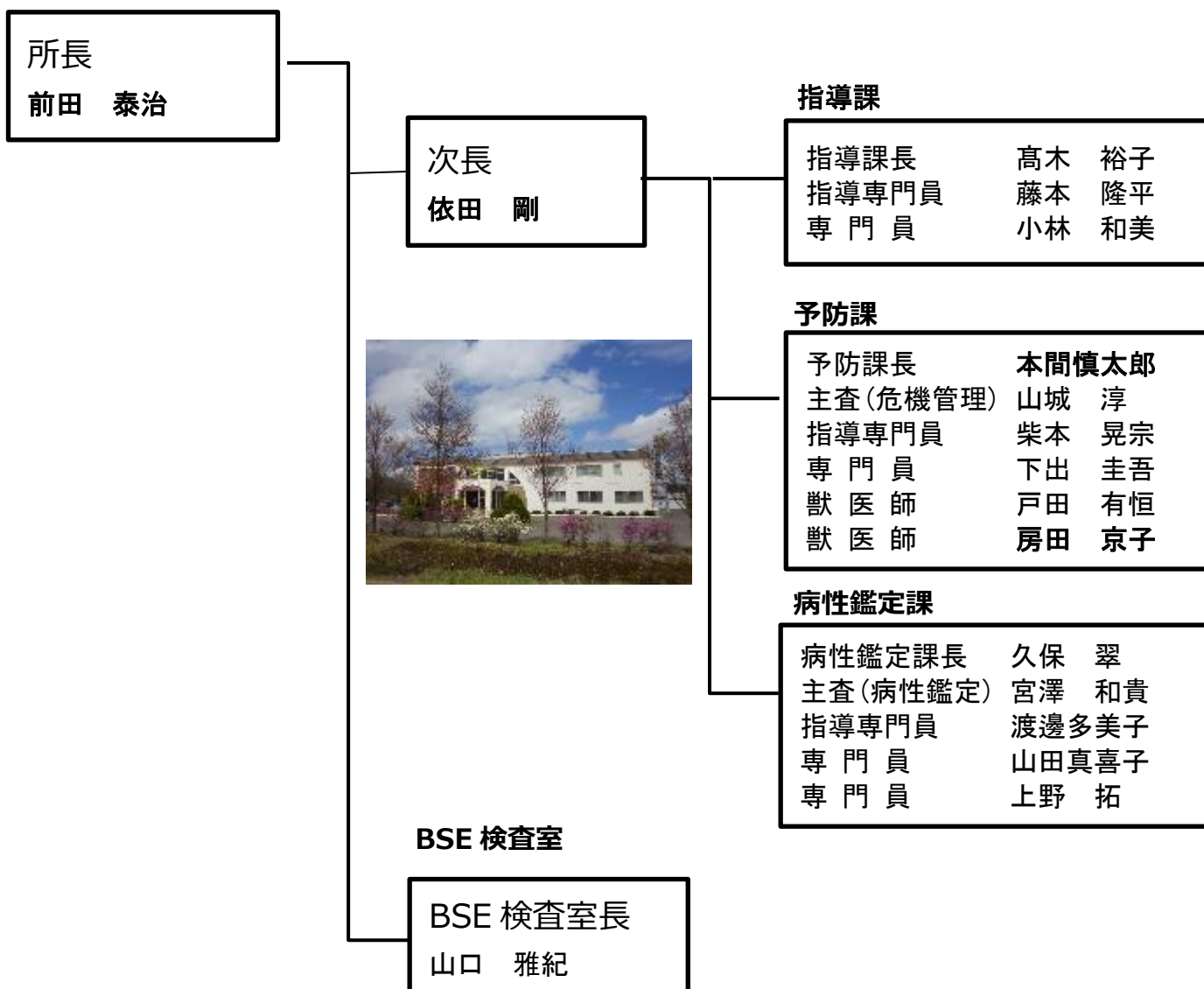


獣医師 ^{ふさだ} 房田 ^{きょうこ} 京子

4月から網走家畜保健衛生所に新規採用となりました、房田と申します。大学5年生のときインターンシップで網走家保にお世話になり、ご縁があって再びここへ来られたことをとても嬉しく思います。就職早々2件の高病原性鳥インフルエンザ対応を経験し、家畜衛生の荒波にもまれておりますが、先輩方に支えられて少しずつ業務を覚えているところです。まだ慣れないことも多く周りの方に頼ってばかりですが、1日も早く一人前になれるよう努力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

所内体制について

令和4年（2022年）4月1日からの当所の体制をお知らせします。



【転出・退職】

所長 繁在家輝子 → 十勝家保
 次長 稲原 一幸 → 上川家保
 予防課長 手塚 聡 → 上川家保
 専門員 泉 一宏 → 十勝家保

【転入・採用】

所長 前田 泰治 ← 根室家保
 次長 依田 剛 ← 十勝家保
 予防課長 本間慎太郎 ← 畜産振興課
 獣医師 房田 京子：新規採用

網走家畜保健衛生所

〒090-0008 北見市大正 323-5

TEL 0157-36-0725

FAX 0157-36-5801

緊急携帯 **090-1640-9721**

網走家畜保健衛生所

BSE 検査室

〒099-6503 紋別郡湧別町開盛 849-1

TEL 01586-4-2448

FAX 01586-2-4885